

○開成町教育委員会傍聴規則

昭和 40 年 3 月 20 日教育委員会規則第 2 号

改正

平成元年 7 月 21 日教委規則第 7 号

平成 27 年 2 月 20 日教委規則第 2 号

開成町教育委員会傍聴規則

(傍聴の手続)

第 1 条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名、年齢等を所定の受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴できない者)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険のおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他会議の進行を妨げるおそれがあると教育長が認める者

(傍聴人数の制限)

第 3 条 教育長は、必要と認めるときは、傍聴人の員数を制限することができる。

(傍聴人の行為の制限)

第 4 条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等をする事。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙をすること。
- (5) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をすること。

(傍聴人の退場)

第 5 条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、若しくは退場を命じたとき、又は秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(教育長の指示)

第 6 条 前各条のほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年 7 月 21 日教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 2 月 20 日教委規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 76 号) 附則第 2 条第 1 項の場合においては、この規則による改正後の開成町教育委員会傍聴規則第 2 条、第 3 条、第 5 条及び第 6 条の規定は適用せず、この規則による改正前の開成町教育委員会傍聴規則第 2 条、第 3 条、第 5 条及び第 6 条の規定は、なおその効力を有する。